

運営規程	名称 ユニット型特別養護老人ホームローズヒル 指定介護予防短期入所生活介護事業 運営規程	分類番号 S-6004(10)
沿革	平成26年8月1日 初版発行 令和4年10月1日 別紙の改正(加算の追加) 令和6年4月1日 介護報酬改定に伴う追加等	承認機関 理事会
		配布先 理事 監事

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人おおぎだが開設するユニット型特別養護老人ホームローズヒル（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常 生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の 家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ユニット型特別養護老人ホームローズヒル
- 二 所在地 伊勢崎市北千木町1126番地

理事長	施設長	副施設長	特養統括	統括会計	管理		担当

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理名以上
 - 二 事務員 1名以上
 - 三 生活相談員 1名以上
 - 四 計画担当介護支援専門員 1名以上
 - 五 介護職員 24名以上
 - 六 看護職員 2名以上
 - 七 機能訓練指導員 1名以上
 - 八 嘱託医師 1名以上
 - 九 管理栄養士 1名以上
 - 十 調理員（業務委託）
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合は従業者を加えて置くことが出来る。

(職務)

第5条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 三 生活相談員
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 介護支援専門員
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- 五 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- 六 看護職員
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- 七 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその低下を防止するための訓練を行う。
- 八 嘱託医師

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

(利用定員)

第6条 利用定員は5名とする。

ただし、介護福祉施設サービスにおいて利用者の入院などの理由で空床ができた場合には、それを一時的に利用できるものとする。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 その他の利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護保険法、老人福祉法 及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに20円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、2,000円。
 - 五 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適當であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 管理者が定めた場所と時間以外では禁煙すること。
- 三 けんか、口論等で他人に迷惑をかけないこと。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 五 その他、管理者が定める注意事項を守ること。
- 六 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、年2回の避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(苦情等への対応)

第14条 管理者は、施設サービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情相談窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者またはその家族に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 施設は、介護の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第16条 施設は、介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第17条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第18条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第19条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に揚げる措置を講じる。

- 一 介護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。（年1回以上）
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。

（個人情報の保護）

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持す

べき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 繙続研修（外部研修への参加）

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人おおぎだと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

1. 基本サービス費（単位数）

単位数単価 = 10.17 単位数を円に換算するための係数

		介護予防ショートステイ		
		要支援1	要支援2	
併設型 ユニット型	併設型ユニット型短期入所 生活介護費（I）<ユニット型個室>	523	649	

2. 加算等

No	加減算処理等の内容及び名称	加減算する単位数	
1)	送迎加算	184単位／1日	
2)	サービス提供体制強化加算	(I)	22単位／1日
		(II)	18単位／1日
		(III)	6単位／1日
3)	介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の8.3%	
4)	介護職員等特定処遇改善加算（II）	所定単位数の2.3%	
5)	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	

3. 食事及び居住費

単位 円

利用者の負担限度額	食費 日 額	居住費 日額		備考 食事別食費 朝食=375円 昼食=580円 夕食=490円
		ユニット型個室		
第1段階	300	820		
第2段階	600	820		
第3段階①	1,000	1,310		
第3段階②	1,300	1,310		
第4段階	1,445	2,006		

1日毎の食費は、実際に食べた食事の合計であるが、
1日の食費合計> A の日は、利用者はA欄の
食費を負担すればよい。

本表に定めなきことは介護報酬告示による。

参考：介護サービス利用料の計算例

利用者の介護度 要支援2

負担区分：第4段階

「限度額管理対象単位数≥介護保険許容単位数」の場合

サービス内容	単位数	回数	サービス単位数	
	A	B	A×B	
併ユニット介護予防短期生活（I）	649	5	3,245	
送迎加算	184	2	368	
サービス提供体制強化加算（III）	6	5	30	
給付単位数合計（限度額管理対象）		Σ	3,643	=A (四捨五入)
介護職員処遇改善加算（I） A×0.083	298	1	298	(四捨五入)
介護職員特定処遇改善加算（II） A×0.023	83	1	83	(四捨五入)
介護職員等ベースアップ等支援加算 A×0.016	58	1	58	(四捨五入)
給付単位数			8,048	=B

① 納付単位数 上表 B 4,024 単位

② 単位数単価 (単位数を円に換算する係数) 10.17 円／単位

③ 納付率 (保険の負担割合) 90 /100

④ 保険分総請求額 (円) ①×② 40,924 小数点以下切捨て

⑤ 保険請求額 (円) ④×0.9 36,831 小数点以下切捨て

⑥ 利用者負担額 (円) ④-⑤ 4,093

食費、居住費込の 介護料 +食費 +居住費 合計

利用料 (円) 4,093 7,225 10,030 21,348 食費、居住費ともに5日分の場合

